

関税法施行規則及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- 2 この省令は、平成24年10月1日から施行することとする。